

(1) 臨時休校等・自宅待機措置

午前6時、8時の時点で、以下の①～③の3つの場合をもとに判断します。

①「特別警報」 ②「暴風警報」 ③「大雨警報」と「洪水警報」の2つの警報

(i) 午前6時の時点において、広島市西区に

・①～③のいずれかが発表中のときは、自宅待機とする。

(③において、「大雨警報」または「洪水警報」の1つのみが発表されている場合は、午前8時30分始業とする。)

ただし、JR山陽本線(西広島駅を含む区間)が運休のときは、自宅待機とする。

(ii) 午前8時の時点において、広島市西区に

・①～③のいずれかが発表中のときは、臨時休校もしくは家庭学習日とする。

・①～③のすべてが解除されているときは、午前10時30分始業とする。

(午前6時からの自宅待機中で、③において、「大雨警報」または「洪水警報」の1つのみが発表されている場合は、午前10時30分始業とする。)

ただし、JR山陽本線(西広島駅を含む区間)が運休のときは、臨時休校もしくは家庭学習日とする。

(2) 公認欠席(遅刻・早退)

(1)以外の場合でも、登校困難と保護者が判断した場合は、公認欠席扱いとする。

(広島市西区に警報等が発表されていないが、自宅がある地域に警報等が発表され、登校困難と保護者が判断した場合も含む。)

保護者は、始業時までその旨を学校へ連絡(Classiもしくは電話)してください。

(註) 1. (1)の事態が起こったときは、速やかにClassiおよびWebページで連絡をします。

2. 午前6時を過ぎて、(1)の事態が起こったときは、次の対応をしてください。

ア. 自宅を出る前・・・自宅待機(上記(1)の(i)に準じる)

イ. 登校途中・・・以下のなかで、一番安全な方法を選択する。

a. 安全な場所に避難する      b. 帰宅する      c. 学校に登校する

(aの方法をとったときは、できるだけ速やかに自宅または学校に連絡する。)

3. (1)に該当しない場合であっても、台風の進路などの予測に基づき、学校長が臨時休校もしくは家庭学習日と判断した場合は、随時、ClassiおよびWebページで連絡をします。

4. 始業後に警報が発表された場合は、状況等を十分に把握し、生徒に指示を出します。保護者にはClassiおよびWebページで連絡をします。

5. その他の場合

・補習や模擬試験がある日についても、上記の規定に準じて判断し指示します。

・クラブ活動

参加が上記の規定に準じて判断し指示します。